

岡労発基 0308 第 12 号

令和 6 年 3 月 8 日

関係団体の長 殿

岡山労働局長

( 公 印 省 略 )

「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」の一部改正について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は労働者の安全と健康の確保対策にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて標記につきまして、別添の令和 6 年 3 月 6 日付け基発 0306 第 1 号より、厚生労働省労働基準局長から通知がありました。

今回の通知は、令和 5 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 3 号により示された標記総合対策に係り、同総合対策別添の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の第 2 の 1 の (1)「保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進」に関し、「保護具着用管理責任者」が平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」(以下「防じんマスク通達」という。)に基づいて選任することになっていたところ、令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」(以下「呼吸用保護具通達」という。)の発出により防じんマスク通達が廃止となったため、改めて呼吸用保護具通達に基づいて「粉じん保護具着用管理責任者」を定めることとする改正を行うものです。

つきましては、本通知について了知いただくとともに、会員や関係者等への周知について、ご協力をお願いいたします。